

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

2. 追加議事日程（第1）

日程第 1 副議長の選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 議長の常任委員会委員の辞退について

日程第 8 上天草衛生施設組合議会議員の選挙

日程第 9 天草広域連合議会議員の選挙

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

追加議事日程（第2）

日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】

日程第 3 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて

【令和7年度上天草市一般会計補正予算（第1号）】

日程第 4 議案第43号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

日程第 5 同意第 1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 2号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 報告第 3号 令和6年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 8 報告第 4号 令和6年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(14名)

議長	嶋元 秀司				
1 番	田寄 清勝	2 番	柳本 初喜	3 番	北垣 洋
4 番	井手口隆光	5 番	何川 誠	6 番	塩田 真一
7 番	何川 雅彦	8 番	宮下 昌子	9 番	西本 輝幸
10 番	高橋 健	11 番	田中 万里	12 番	桑原 千知
13 番	田中 辰夫				

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	坂本 公生
総 務 部 長	前方 正広	経 済 振 興 部 長	本田 善生
建 設 部 長	岩永 裕一	市 民 生 活 部 長	藤川 勝利
健 康 福 祉 部 長	宮崎 誠吾	教 育 部 長	松尾 伸之
水 道 局 長	渡辺 政明	上天草総合病院事務長	山川 康興
財 政 課 長	中田 光治	会 計 管 理 者	山口 千重

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	荒木 勝樹	局 長 補 佐	山崎 大勝
参 事	荒木 莉佐	主 事	松田俊太郎

開会 午前10時00分

○**議会事務局長(荒木 勝樹君)** これから本会議を始めさせていただきますが、本日は、一般選挙後の初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時で議長の職務を行うこととなっております。出席議員中、西本輝幸議員が年長の議員でございますので、御紹介いたします。

それでは、西本輝幸議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（西本 輝幸議員） おはようございます。ただいま御紹介頂きました西本でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時の議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第3回上天草市議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 仮議席の指定

○臨時議長（西本 輝幸議員） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席となります。議会構成に関する会議がありますので、執行部は議案審議まで退席します。御承知願います。

議員の皆さんは、しばらくお待ちください。

日程第 2 議長の選挙

○臨時議長（西本 輝幸議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西本 輝幸議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西本 輝幸議員） 御異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

それでは、議長に嶋元秀司議員を指名します。お諮りします。ただいまの臨時議長が指名した嶋元秀司議員を議長の当選者と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西本 輝幸議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました嶋元秀司議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました嶋元議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により

告知をいたします。

それでは、議長に当選されました嶋元秀司議員から就任の御挨拶をお願いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 皆さん、新議長に選出を頂きました嶋元でございます。皆様方には、いろいろと御心配をかけると思えますけれども、これまで以上に誠実に真摯に刷新感を持って臨みたいと思っております。公平公正な市民に開かれた活発な議論ができる、そういった議会を目指したいと思っておりますので、どうか皆様方には御協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（西本 輝幸議員） 議長が決まりましたので、これをもって臨時議長の職務を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

嶋元議員に議長席についていただきます。

○議長（嶋元 秀司議員） この際、日程の追加についてお諮りします。ただいま配付しました追加日程第1によって会議を進めたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

追加日程（第1）

日程第1 副議長の選挙

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことと決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。それでは、副議長に田中辰夫議員を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました田中辰夫議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました田中辰夫議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました田中辰夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によ

て告知します。

それでは、副議長に当選されました田中辰夫議員から就任の御挨拶をお願いします。

御登壇願います。

○副議長（田中 辰夫議員） おはようございます。

ただいま議長より推薦頂きました田中辰夫でございます。議長を支えるとともに、皆様とともに活発な意見が出ますよう、この議会が発展しますように、また、市民の安心安全のために微力ながら頑張っております。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

日程第 2 議席の指定

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって議長が指定します。議員の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（荒木 勝樹君） よろしくお願ひします。

1 番議席、田寄清勝議員。2 番議席、柳本初喜議員。3 番議席、北垣洋議員。4 番議席、井手口隆光議員。5 番議席、何川誠議員。6 番議席、塩田真一議員。7 番議席、何川雅彦議員。8 番議席、宮下昌子議員。9 番議席、西本輝幸議員。10 番議席、高橋健議員。11 番議席、田中万里議員。12 番議席、桑原千知議員。13 番議席、田中辰夫議員。14 番議席、嶋元秀司議員、以上でございます。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上のとおり議席を指定します。

ここで、暫時休憩します。議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

休憩 午前10時10分

再開 午前11時20分

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、1 番、田寄清勝議員、2 番、柳本初喜議員を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第4、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日より一日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日一日限りとすることに決定しました。

日程第 5 常任委員会委員の選任について

日程第 6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第5、常任委員会委員の選任について及び日程第6、議会運営委員会委員の選任についての2件を一括議題とします。

お諮りいたします。常任委員の選任、議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定によって、田寄清勝議員、柳本初喜議員、北垣洋議員、西本輝幸議員、田中万里議員、田中辰夫議員及び議長、以上の7人を総務産業常任委員に。

塩田真一議員、何川雅彦議員、宮下昌子議員、高橋健議員、桑原千知議員、何川誠議員、井手口隆光議員、以上の7人を文教厚生常任委員に。

予算決算常任委員に14人全員を。

田中万里議員、北垣洋議員、桑原千知議員、塩田真一議員、田中辰夫議員、以上の5人を議会運営委員にそれぞれ指名することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の方々を、それぞれ常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

次の案件は、私の案件に該当しますので、地方自治法第117条の規定により退場し、副議長に交代いたします。

日程第 7 議長の常任委員会委員の辞退について

○副議長（田中 辰夫議員） 日程第7、議長の常任委員会委員の辞退についてを議題といたします。

嶋元議長から、委員会条例第2条第1項の規定により、総務産業常任委員及び予算決算常任委員を辞退したいとの申出があります。議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議の可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、常任委員会の委員として所属することは適当でなく、また、行政実例でも、議長については、辞退を認めているところでありますので、総務産業常任委員及び予算決算常任委員を辞退したいとするものです。

議長からの申出のとおり、総務産業常任委員及び予算決算常任委員の辞退について同意するこ

とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（田中 辰夫議員） 御異議なしと認めます。

したがって、申し出のとおり、総務産業常任委員及び予算決算常任委員の辞退について同意することに決定しました。

嶋元議長の入場を求めます。ここで、議長に交代いたします。

日程第 8 上天草衛生施設組合議会議員の選挙

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第8、上天草衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、上天草衛生施設組合議会議員に、何川誠議員、何川雅彦議員、高橋健議員、以上の3人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した3人の議員を上天草衛生施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人の議員が上天草衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました何川誠議員、何川雅彦議員、高橋健議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、これを告知します。

日程第 9 天草広域連合議会議員の選挙

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第9、天草広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、天草広域連合議会議員に、田寄清勝議員、桑原千知議員、塩田真一議員、以上の3人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました3人の議員を天草広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3人の議員が天草広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました田寄清勝議員、桑原千知議員、塩田真一議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、これを告知します。

日程第10 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、日程第10、上天草宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、上天草宇城水道企業団議会議員に、北垣洋議員、田中万里議員、以上の2人を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました2人の議員を上天草宇城水道企業団議会議員の当

選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました2人の議員が上天草宇城水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました北垣洋議員、田中万里議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、これを告知します。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長互選の結果を御報告いたします。

総務産業常任委員長に田中万里議員、副委員長に北垣洋議員、文教厚生常任委員長に桑原千知議員、副委員長に塩田真一議員、予算決算常任委員長に宮下昌子議員、副委員長に田寄清勝議員、議会運営委員長に北垣洋議員、副委員長に塩田真一議員、以上のとおりです。

ここで、本日の上程議案等の審査のため、議会運営委員会を開催しますので、暫時休憩いたします。議会運営委員会の皆さんは、第一委員会室へお集まりください。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時41分

追加日程（第2）

日程第 1 承認第 2号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて
【上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について】

日程第 2 承認第 3号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて
【上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について】

日程第 3 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて
【令和7年度上天草市一般会計補正予算（第1号）】

日程第 4 議案第43号 令和7年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

○議長（嶋元 秀司議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、承認第2号から同意第2号までの以上6件について、先ほど議会運営委員会が開催され、審議の方法について審査がなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（北垣 洋議員） 令和7年第3回上天草市議会臨時会に当たりまして、先ほど議会運営委員会を開催し、本日提案されました議案について審査しましたので、御報告申し上げます。

提出議案につきましては、執行部及び議会事務局から説明を受け、慎重に審査した結果、全員異議なく本会議に追加日程第2として上程することに決定いたしました。また、審議の方法

につきましては、委員会付託を省略し、本会議において、審議、採決することに決定いたしました。

以上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することとし、ただいま配布しました追加日程第2によって会議を進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第1、承認第2号から、日程第4、議案第43号までの以上4件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和7年第3回上天草市議会臨時会に提案します議案につきまして、ご説明いたします。

今臨時会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについてなど承認議案3件、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第2号）の予算議案1件、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてなど同意案件2件を提出しております。

同意案件を除く議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議を頂きまして、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、執行部から、順次、議案内容の説明を求めます。

まず、承認第2号及び承認第3号を、市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書1ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものです。

専決第4号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものです。したがって、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については、説明を省略させていただき、主な改正点部分のみの説明とさせていただきます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案説明資料の2ページをお願いいたします。

第82条第1項第1号ウにつきましては、道路運送車両法施行規則改正に伴い、原動機付自転車を総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワットのもので、年額2,000

円とする規定を定めるものです。

3ページをお願いいたします。

第89条2項第5号につきましては、減免申請の記載事項にある原動機の総排気量または定格出力に新基準の原動機付自転車についての文言を追記し、軽自動車税種別割の標準税率の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項の規定を定めるものです。

4ページをお願いいたします。

第90条第2項につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の施行により、軽自動車等に課する種別割のうち、身体障害者等に関する減免を受けようとする者の申請等について定めるもので、減免申請が免許情報記録個人番号カードの提示でも可能となること。免許情報記録の番号等を必要とすることを定めるものです。

7ページをお願いいたします。

附則第10条3第14項につきましては、長寿命化に資する大規模改修が行われたマンションに係る固定資産税の減額について、区分所有者の申告がなかった場合でも、マンション管理組合の管理者等からの申請により、減免措置の適用の規定を定めるものです。

附則第10条の4につきましては、平成28年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税の特例を受けるための申告等の記載及び提出方法について、地方税法附則第16条の2において2年間延長されていた措置期間が終了したため、関係規定を削除するものです。

9ページをお願いいたします。

附則第10条の5につきましては、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けするための申告等の記載及び提出方法について、地方税法附則第16条の3において2年間延長されていた措置期間が終了したため、関係規定を削除するものです。なお、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

提案理由といたしましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものです。

これが、この議案を提出する理由です。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。3号も一緒にいいですか。

○議長（嶋元 秀司議員） ちょっと待ってください。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、承認第3号を、市民生活部長、お願いします。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 議案書4ページをお願いします。

承認第3号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

今回の提案は、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものです。

専決第5号、上天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が、令和7年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備するものです。

新旧対照表で御説明をいたしますので、説明資料15ページをお願いします。

第2条及び第23条第1項につきましては、国民健康保険の被保険者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額を合算した基礎課税額の限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

説明資料16ページをお願いいたします。

第23条第1項第2号及び第3号につきましては、国民健康保険税の均等割額及び平等割額の軽減措置に係る軽減判定所得の算定に用いる被保険者及び特定同一世帯所属者一人に乗すべき額を5割軽減の場合にあっては、29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減の場合にあっては、54万5,000円から56万円に引き上げるものです。この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

提案理由といたしましては、国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行による地方税法施行令の一部を改正に伴い、関係規定を整備する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求めるものです。

これが、この議案を提出する理由です。

御承認のほど、よろしくをお願いします。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、承認第4号及び議案第43号を、総務部長、お願いします。

○総務部長（前方 正広君） 議案書5ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

令和7年度上天草市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊予算書のとおり、4月11日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、松島地区清掃センターにおいて、本年3月に発生した浸水による設備の稼働停止に伴うもので、可燃ごみの代替運搬先としていた本渡地区清掃センターが、4月11日から焼却炉の保守点検を行うため、受入れが制限されることになったことから、同センターのほかに熊本市の熊本市西部環境工場及び宇城市の宇城クリーンセンターへ可燃ごみを分散して運搬する必要が生じたため、同日から5月31日までのそれぞれの施設への運搬に係る経費について予算措置を行ったものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,091万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を198億8,958万3,000円とす

るものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金、10(目)財政調整基金繰入金は、1,091万7,000円を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

25(款)衛生費、15(項)清掃費、10(目)清掃総務費は、一般廃棄物緊急運搬業務委託料1,091万7,000円を増額するものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについての概要でございます。

御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

議案第43号、令和7年度上天草市一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

今回の補正は、承認第4号、専決処分の報告及び承認を求めることについてで御説明をいたしました令和7年度上天草市一般会計補正予算(第1号)に関連するもので、松島地区清掃センターにおける浸水による設備の稼働停止に伴い、可燃ごみを本渡地区清掃センター、熊本市西部環境工場及び宇城クリーンセンターへ分散して運搬する必要が生じたことなどから、6月1日から9月30日までのそれぞれの施設への運搬に係る経費などについて計上するものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1,812万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億771万2,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

85(款)繰入金、15(項)基金繰入金、10(目)財政調整基金繰入金は1,812万9,000円を増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

25(款)衛生費、15(項)清掃費、10(目)清掃総務費は、一般廃棄物緊急運搬業務委託料1,812万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和7年度上天草市一般会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(嶋元 秀司議員) 以上で、執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を行います。まず、承認第2号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決いたします。承認第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、承認第3号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決いたします。承認第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、承認第4号について質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。承認第4号は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

○議長（嶋元 秀司議員） 次に、議案第43号、令和7年度上天草市一般会計補正予算（第2号）について、質疑はありませんか。

宮下議員。

○8番（宮下 昌子議員） この清掃センターですけれども、一応この補正予算は、9月までのかかる費用を補正として上げてあります。私たちも環境衛生課から説明の報告は受けているんですけれども、5月1日現在ということで受けております。それでは、修繕見込みが9月30日までで、再稼働が10月1日からということになっています。

それで、今、市民の方たちからよく聞かれるのが、いつになったら持込みができるのかということで皆さんから聞かれます。それで、10月1日から一応予定になっているということは言っているんですが、本当にこの10月1日からできるのかどうかということ。

それと、9月30日で修繕が終わるということですが、そもそものこの浸水した原因は何だったのか。これが分からないと、修繕も何か本当に9月30日で終わるのかどうかということも心配するんですけれど、その原因と、9月30日までで完了するのかということ、現状、今の段階でお聞きしたいんですけれど。

○議長（嶋元 秀司議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） お答えいたします。昨日、広域連合のほうに問合せをいたしまして、最新の状況を確認しておるところでございます。

浸水の原因についてでございますけれども、ピット内の噴射水補給水弁モーターバルブが原因と思われるということで、これが、噴射水槽の水がなくなった際に、当該機器が開栓することで、噴射水槽に補給される仕組みになっている部分がございますけれども、そちらのセンサーが故障しておりまして、水が出しっ放しに、ある程度水が出ると止まる仕組みになっているのが、開閉しっ放しになったことによって、水がずっと流れ続けたということで浸水をしたということが判明したと確認をしております。

もう1点、9月30日で終わるのかという御質問ですけれども、基本的に、今、水のくみ上げは予定どおり終了しております。今、ピット内の清掃とか各部の点検に入っております、予定どおり5月23日で大体点検が終了する予定で、状況としてはそんなに悪くないということで、5月26日から仮運転を始めて、本当に正常に作動ができるのかということ、順次、確認をしていく作業に入っていくということで修繕を進めておるところです。

9月30日は、最大の期間として9月30日までを予定をしております、取り替えの部品の調達とかに2、3か月かかるものもございますので、そちらのほう、もし取り替えなきゃいけないという想定をしたときは、9月30日です。ですので、来週まで行う調査点検の中で、そういうものが部品の調達に長期を要しなければ、9月30日より前に本稼働ができる見込みもありますけれども、まだ調査中ですので、一応最大9月30日には終了するという見込みの中で予算を計上させていただいております。

以上です。

○議長（嶋元 秀司議員） 8番、宮下議員。

○8番（宮下 昌子議員） 分かりました。早く修理ができればできるほど、この運搬費とかい

うのもかからなくなるわけですし、部品交換がどれぐらいかかるかというのは分かりませんが、市民の皆さんも大変困っておられますので、これは、急いで修繕できるような体制はとっていただきたいと思います。

以上でいいです。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

高橋議員。

○10番（高橋 健議員） もうこの場所以外、熊本市西部環境工場への運搬、宇城のクリーンセンターへの運搬、天草市、恐らくほかにも運んでいるんじゃないかという話を聞いているので、そこら辺が今どうなっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（嶋元 秀司議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 熊本市の西部工場、宇城クリーンセンターと本渡の清掃センターと、あと、事業系のごみを荒尾市の民間事業所、民間の処分場のほうに運んでおります。

○議長（嶋元 秀司議員） 10番、高橋委員。

○10番（高橋 健議員） 荒尾に持っていく分に関しては、このお金に入っていないと考えてよろしいですか。

○議長（嶋元 秀司議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（藤川 勝利君） 今度計上させていただいているのは、荒尾に持っていく分は、連合のほうで運んで頂いておりますので、連合の負担金として、また後日、予算計上をさせていただきたいと思っております、今回計上しているものは、上天草市内で収集運搬したものを、さっきの3つの工場の宇城、西部、本渡のほうに運ぶ委託料の増額をお願いしているところです。

○議長（嶋元 秀司議員） 10番、高橋議員。

○10番（高橋 健議員） 簡単に確認しますと、広域連合で持っていくと。ただ、上天草市の負担分が、もう1回予算計上がありますよという可能性がありますということで理解してよろしいですか。はい。大丈夫です。

○議長（嶋元 秀司議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は可決することに決定しました。

ここで、12時を過ぎましたけれども、継続して審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） では、続けたいと思います。

日程第 5 同意第 1号 上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第5、同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務部長に関連する事案となりますので、総務部長の退場を求めます。

○議長（嶋元 秀司議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書7ページをお願いします。併せて委員等の同意等議案に関する資料の1ページをお願いします。

同意第1号、上天草市職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明をいたします。

地方自治法施行規程第16条第1項の規定により設置している上天草市職員懲戒審査委員会
の委員について、5人のうち2人は市職員、3人は学識経験を有する者から選任することとなっ
ております。今般、市職員の委員の1人から、令和7年3月31日付で辞任届の提出があったため、
後任の委員を選任するものでございます。

選任する委員の氏名は、前方正広氏で、住所、生年月日、経歴等につきましては、議案書及び
別紙資料に記載のとおりでございます。なお、任期は、前任者の残任期間となるため、議会の議
決が行われた翌日から令和8年6月30日までとなります。

提案理由としまして、上天草市職員懲戒審査委員会委員を選任するには、地方自治法施行規程
第16条第3項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。この採決は、起立によって行います。同意第1号は、こ
れに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（嶋元 秀司議員） 起立多数です。

したがって、同意第1号は、同意することに決定しました。

ここで、総務部長の議場への入場を許します。

日程第 6 同意第 2号 上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第6、同意第2号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、井手口隆光議員の退場を求めます。

○議長（嶋元 秀司議員） 提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（堀江 隆臣君） 議案書8ページをお願いいたします。

同意第2号、上天草市監査委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

上天草市議会議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

選任する監査委員の氏名は、井手口隆光氏で、住所、生年月日につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

提案理由としまして、上天草市監査委員を選任するには、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（嶋元 秀司議員） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。この採決は、起立によって行います。同意第2号は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（嶋元 秀司議員） 起立多数です。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

ここで、井手口隆光議員の議場への入場を許します。

日程第 7 報告第 3号 令和6年度上天草市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第 8 報告第 4号 令和6年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第7、報告第3号及び日程第8、報告第4号を行います。執行部から報告内容の説明を求めます。

報告第3号を、水道局長、お願いします。

○水道局長（渡辺 政明君） 議案書9ページをお願いいたします。

報告第3号、令和6年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰越しましたので、同条3項の規定により、御報告申し上げます。

繰越計算書1ページをお願いいたします。

中月地区配水管布設工事につきましては、適正工期を確保するため、583万4,000円を繰越しております。

以上で報告を終わります。

○議長（嶋元 秀司議員） 報告第4号を、建設部長、お願いします。

○建設部長（岩永 裕一君） 議案書10ページをお願いいたします。

報告第4号、令和6年度上天草市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算に定めた建設改良費を翌年度に繰越しましたので、同条第3項の規定により御報告いたします。

繰越計算書1ページをお願いいたします。

上天草市下水道ストックマネジメント計画に基づく上天草市特定環境保全公共下水道マンホール蓋改修工事、合津終末処理場改築工事等につきましては、入札不調等により、工事の発注に不測の日数を要したため、6,096万円を繰越しております。

以上で、報告を終わります。

日程第 9 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（嶋元 秀司議員） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申出についてを議題とします。

御手元に配付のとおり、各委員長から、所轄事項について、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋元 秀司議員） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これをもちまして、令和7年第3回上天草市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 0時16分